

第 29 回品質保証検討会 議事録

1. 日時 平成 22 年 8 月 24 日 (火) 10:00 ~ 11:50

2. 場所 日本電気協会 4 階 B,C 会議室

3. 出席者 (敬称略, 五十音順)

出席委員: 渡邊^邦主査 (東京電力), 鈴木副主査 (中部電力), 今村 (三菱重工業), 大谷 (三菱電機), 岡部 (IHI), 小坂 (原子力安全・保安院), 小林^慎 (原子燃料工業), 齋藤 (西日本技術開発), 笹原 (東北電力), 佐藤^要 (東芝), 佐藤^貴 (日本原子力発電), 島津 (北海道電力), 高橋 (富士電機システムズ), 辰巳 (北陸電力), 手束 (四国電力), 錦野 (日立 GE ニュークリア・エナジー), 長谷川 (電源開発), 深川 (三菱原子燃料), 船来 (中国電力), 渡辺^雅 (原子力安全基盤機構), 藪内 (日本原子力研究開発機構) (計 21 名)

代理委員: 東 (九州電力・尾本代理), 中村 (日本原燃・岸代理), 井上 (日本原子力技術協会・小林^満代理) (計 3 名)

新委員候補: 堂野 (関西電力) (計 1 名)

欠席委員: 小野 (原子力安全・保安院), 小宮山 (グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン) (計 2 名)

常時参加者: 池田 (東京電力), 植木 (原子燃料工業), 大石 (東京電力) (計 3 名)

事務局: 糸田川, 国則, 吉田, 井上 (日本電気協会) (計 4 名)

4. 配付資料

資料 29-1 第 28 回品質保証検討会 議事録(案)

資料 29-2 品質保証検討会委員名簿(案)

資料 29-3-1 「JEAG4121-2009 原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009) の適用指針」附属書[「根本原因分析に関する要求事項」の適用指針]改定提案について

資料 29-3-2 JEAG4121 附属書改定案中間報告時の意見への対応状況

資料 29-3-3 JEAG4121-2009 「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009) の適用指針」-原子力発電所の運転段階-附属書-2 の変更比較表

資料 29-3-4 JEAG4121 附属書 2 改定案

資料 29-3-5 事業者の根本原因分析実施内容を規制当局が評価するガイドライン(平成 22 年 7 月 30 日, 第 28 回安全管理技術評価 WG 資料)

参考-1 第 27 回品質保証分科会議事録(案)

参考-2 第 1 回ワークショップ検討タスク議事録(案)

参考-3 第 37 回原子力規格委員会議事録(案)

5. 議事

(1) 会議定足数の確認

渡邊^邦主査による代理委員 3 名の承認後, 事務局より, 代理委員を含め出席委員数が 24

名で、全委員 27 名の 3 分の 2 以上となり、議案決議の定足数を満たしていることが確認された。

(2) 副主査の指名

主査より、副主査として鈴木委員(中部電力)が指名された。

(3) 前回議事録(案)の承認

事務局より、資料 No.29-1 に基づき、第 28 回品質保証検討会議事録(案)が紹介され、正式な議事録とすることが、全員の挙手により承認された。

(4) 品質保証検討会委員名簿(案)の確認

事務局より、資料 No.29-2 に基づき、品質保証検討会新委員候補 4 名について紹介があった。次回品質保証分科会に提案し正式に承認される予定。

(5) JEAG4121-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)の適用指針」-原子力発電所の運転段階-附属書-2[「根本原因分析に関する要求事項」の適用指針]の 2010 年追補版(案)の審議

渡邊邦主査より、資料 29-3-1、資料 29-3-4、大石氏より資料 29-3-2、小坂委員より資料 29-3-5 について各々説明があった。審議の結果、本日のコメントを踏まえて見直しを行い、分科会に上程することが全員の挙手により承認された。

主な質疑・コメントは下記の通り。

- ・ 資料 29-3-5 のコピー不良があり(例えば 4.2.3(2))、別途配り直しをお願いしたい。
- ・ 本資料は検討会メンバーに配付して良いか。また、資料そのものを正式なものとして残しても良いか。
- 7/30 の WG の資料を使って頂ければ良い。(事務局:本資料は資料 29-3-5 と採番)。本資料の状況は、7/30 の WG で先生方から 2~3 意見を貰いその対応中であり、また今年 4 月からサイクル関係、加工施設関係も、実用炉やもんじゅと同様にこれを適用することになるので、各関係課との調整が少しあるが、それが終わると関係先で合議した上で、起案という手続きに入り、9 月中には施行したいと思っている。
- ・ 資料 29-3-4 参考図 6-1 に記載されている「安全文化、組織風土、価値観、コンプライアンスなどの要因」において「の要因」は不要ではないか。参考図 6-2 も同様である。
- QMS の基礎となる活動を具体的に書くべきで、削除する。
- ・ 「6.分析の実施及び組織要因の検討(背後要因の分析)」の[解説]で「…全ての事象に対して「QMS の基礎となる安全文化、組織風土などの問題点」の抽出まで実施する必要はない。」との記載があるが、「結果として、こういう様なものが出てこない場合もあります」という主旨と理解している。この記載では、安全文化、組織風土などの問題点抽出まで追いかける必要がないとの判断をするステップが要求される。
- ・ 結果的に必要ないという事であって、「必要がない」と言ってしまうと、やらなくても良いと解釈される恐れもあるし、そのジャッジをしないといけない事にもなる。
- 5 月の安全管理技術評価 WG の提案時の表現に合わせている。QMS の問題点が出ればそれで終了という事象が殆どなので、こういう記載でも問題ないと思われる。

- ・ただ、やらなくても良いと解釈される書き方は、規格としては良くない。少なくとも QMS の問題点抽出までは出来ていなければいけないが、全ての安全文化、組織風土などの問題点が抽出されていなければならないというものではない。その様な主旨の表現とするよう工夫したいと思う。
- 「…全ての事象に対して「QMS の基礎となる安全文化、組織風土などの問題点」の抽出まで実施する必要はない。」を「…全ての事象に対して「QMS の基礎となる安全文化、組織風土などの問題点」が結果として抽出されている必要はない。」に訂正する。
- ・資料 29-3-1「2.2 組織要因について」の 2 つ目の問題点、「・組織要因の視点は一例であるにもかかわらず、視点の全てを抽出しなければならないといった誤った運用があった。」との表現で、分科会や規格委員会で理解してもらえるかどうか。
- 前回の規格委員会で「組織要因の視点」として説明にも織り込んで紹介したが、特に質問もなかった。今回この様に書きものにして纏めたのは、改定の背景・経緯について説明する様に要求があったことによる。
- ・資料 29-3-1 において、3.2 と 4 以降の記載で、3.2 では安全文化の所までは言及していないのだが、4 には入っているから良いという気もするが、3.2 でも言及すべきでないか。
- 5 月の安全管理評価 WG の資料には入っていたと思われるので、「3.2 組織要因について」の記述に安全文化を追加することで見直す。
- ・資料 29-3-5「4.2.1 分析主体の中立性に関すること」では、分析主体の中立性に対する要求になっているのだが、資料 29-3-4「4.分析チームの決定と計画の策定」では分析チーム全体に対する中立性要求のように読める。
- 分析チームとして「中立的立場」を確保する必要がある、「チームの主体」がこの役割を果たす事になると記載されている。
- ・「 については、厳密に「中立的立場」での分析を要求されるものではなく…」という記述だが、分析主体についての中立性はどうしても必要で、職位の上下関係、当事者比率の関係は我々のガイドでは全然要求していない。要は中立性が保たれるかどうかという所だけを要求している。
- 分析チームに期待される事項 のうち、 は「チームの主体」が「中立的立場」を確保するものであるが、 については格段に中立性を要求されるものではないから「中立的立場」を損なわない範囲で良い旨を説明したものであり、これを[例示]に図示している。
- ・[例示]を見れば良く理解できるのだが、この表現が一人歩きをしてしまうのが心配である。この部分がない方が却って良い。
- これがなくても意図が伝わると思われるので、削除する。
- ・また、「要件 a における「中立的立場」を損なわない範囲において」との記述が曖昧であることと、「重大な組織の問題が内在する可能性がある事象」というのは当初判らない可能性があり難しい。これを実際にやるに当たっては、もう少し明確にする必要がある。
- 「「中立的立場」を損なわない範囲」を「「中立的立場」を担うチームの主体を損なわない範囲において」に変更することでどうか。
- ・「要件 a における「中立的立場」を損なわない範囲において」が曖昧なのは、「中立的立場」というのが具体的にどうあれば良いかが、[解説]に書かれていないから、「損なわな

い範囲」というものも判らないという事だと思われる。解説に書かれていないから，例示に書いてあっても足りない。に書かれている事が担保される範囲においてという表現であれば良いのかも知れない。

- で「チームの主体」が中立的立場できちんと仕切れれば問題ないので，その様な表現にしておいて，かつその関与の仕方について後々運用時に問題にならない様にしておく必要がある。
- ・「重大な組織の問題が内在する可能性がある事象」は，最初から判らないものもその通りであるが，全く見当もつかないものでもないと思像している。いずれにしろ，その様な事象が見出された時点で，分析チームから外すということになる。
- それは「分析チームには分析対象事象に直接関係した部門の者を含めることは出来ない」との記述から読めるので，このままとする。
- ・今回の附属書の改定目的は，中立性と組織要因の理解を深めてもらうことだが，この改定案で理解を深めてもらうことになっているかどうか。目的が達成されたかどうかについての意見を伺いたい。
- チーム編成時のメンバー編成については，例示で示されているので判り易くなったとの印象だ。
- かなり判り易くなった。ただ「重大な組織の問題が内在する可能性がある事象」や「故意に不正が行われた事象」については，判った時点でその要員を外すことになるのは判るのだが，実際の運用としてどうするか。また内在の可能性について直接原因分析の結果からある程度見当がつくのではないかとの話もあったが，チーム編成時点で実際に判断が付くかどうか疑問である。
- ・チーム編成について，[事例](1)a)i)記載のリーダ職位が同等以上，直接関係部員数は半数未満というのは例示というよりも，もう少し強い要求事項に近いのではないかと。
- 逆に，安全管理評価 WG の先生方からはこの様な制限を付けなくても良いのではないかと意見があり，そんなに強い要求事項ではないことから例示としたものである。
- ・分析チームの中立性確保が主要な要求事項で，同等以上とか半数未満はそんなに重要ではなく，各組織で常識的に判断するということだ。
- ・「重大な組織の問題が内在する可能性がある事象」が判明した時点で当事者をメンバーから外す件や，同等以上の職位という様な運用よりも，こういう事象が起こった時に RCA を行い，世の中の一般的な視点から考えて，判断し対応することの方が大事だと思う。職位や当事者の件もその意図を汲み取りさえすれば，細部に枠をはめる必要はないと思われる。本質的には，世の中から認められない様な RCA をいくらやっても一般常識からするとおかしいのではないかという事になる。
- そもそも RCA は何のためにやるかということだ。重大な事故を起こさずに，未然に防ぐためにやるものなので，組織として運営されている中に事故を誘発する様な要因が隠されているのであれば，抽出し改善して未然防止に役立て，教訓を得ると言うのが RCA の目的である。そう言う様に考えて見れば，中立性をもった分析主体が必要である。例え職位が逆転していようが，比率が逆転していようが，中立性がどう保たれているか，公明正大に説明責任を果たせるかどうか，分析結果として出てくるのかどうかということを見ていくので，規制側ガイドにはそれ以上の要求をしていない。ただ，事業者が実際に運用する

上で、ある程度の目安があった方が良いのではないかとということで、目安を記述されているのだと思うが、枝葉の方に行くのではなくて、何のために RCA をやるのかという根幹から考えれば良い。

- ・ JEAC4111 もサイクル関係に対してもう既に網が掛かっている。その様な状況の中で加工施設関係もこれで十分対応可能なのか意見を聞かせて欲しい。
- 同等以上というコメントをしたのは、加工 3 社からである。我々の組織は事業者とは違って 200 人程度の中規模組織だが、そういう観点から JEAG を見てみたが、RCA のガイドラインでやっていけるのではないかと考えている。
- ・ 資料 29-3-1 参考図 6-3 の(階層 2)に「6.資源の運用管理」を追加し整合を取る。

6.その他

- 1) 検討会開催に先立って、6/29 に逝去された溝内前副主査のご冥福を祈って全員で黙祷を行った。
- 2) 検討会委員名簿で、今回指名された鈴木副主査を修正する。

以 上